

第5回京都市文化芸術振興条例（仮称）策定協議会 摘録

日 時 平成17年4月22日（金） 午前10時 ~ 正午
場 所 京都ロイヤルホテル 2階 翠峰の間

1 開会

（高木副市長の退任に伴い、新たに委員に就任した星川副市長から挨拶）

星川副市長

委員の先生方に、京都市文化芸術振興条例（仮称）策定協議会にお集まりいただきお礼を申し上げます。また、皆様方には、日頃から本市の文化行政の推進に多大の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

高木壽一副市長の退任後、4月から副市長に就任した。前副市長の後を受けて、本策定協議会の委員を務めさせていただく。

本日、5回目の策定協議会は、条例に盛り込むべき事項についての中間報告を取りまとめていただく段階にまできた。文化芸術都市を創生するためのひとつの大きな方向を出していただいていると心から感謝している。本日も忌憚のない御意見をいただければ幸いと考えている。

上平会長

前回の策定協議会で、「中間報告骨子（案）」について御検討いただき、私と中西副会長、富永委員、永田委員、そして事務局とで、2回のワーキング会議をもち、これまでの検討結果を踏まえて条例に盛り込むべき事項をとりまとめ、文章化したものが、本日皆様にお配りしている資料1の中間報告（案）である。

本日は、この中間報告（案）の内容について、皆様に御確認いただきたい。

2 京都市文化芸術振興条例（仮称）に盛り込むべき事項について 提言（中間報告）（案）の説明（事務局から）

事務局

【策定協議会からの提言と条文作成の違い】

この中間報告（案）は、本協議会が市長に対して、「条例にこのような内容を盛り込んでいただきたい」と提言する事項を記したものである。

【条例へ向けての流れ】

今後、中間報告に基づいて市民意見を募集し、策定協議会の意見に市民意見も取り

込みながら検討を重ねていただき、最終的には提言としてまとめていただく。策定協議会としての提言を京都市長に提出していただいた後は、提言に基づき、京都市が法令文書としての条文化を進め、最終条例を制定する予定である。

【第4回策定協議会の中間報告骨子からの変更点】(資料1, 資料2)

前回の第4回策定協議会で検討いただいた「中間報告骨子」と比べ、構成に2点変更があった。

- (1) 中間報告骨子「計画の策定」の部分は、既に、「京都市芸術文化振興計画」が存在していることを踏まえて提言から除外することとした。京都市が条文化する際に、項目を置くこととする。
- (2) 中間報告骨子の「施策の内容」の中、「公共建築物等の建築に当たって、地域の歴史、文化等との調和配慮」の項目であるが、その趣旨が、「京都の風土・景観の継承、保全、創造」の項目に包括的に捉えられることから、1つにまとめる。

【提言(中間報告)の構成説明】(資料1)

「提言にあたって」を冒頭に掲げ、続いて、目次を設け、「はじめに」という説明書きを置き、以下、条例の名称、及び条例に盛り込むべき事項を記載している。

「提言にあたって」は、京都の文化芸術の創生に関する策定協議会の総意を表し、趣旨説明をするために、提言の冒頭に掲げて、固有のものとして存在するものである。後に京都市が法規文書として条文化を進める際には、この部分は受け継がれない。

3 中間報告(案)について協議

上平会長

皆様の貴重な御意見を元にこのような中間報告(案)になってきた。できるだけ皆様の意見を網羅し、前回の中間報告骨子から文章化した。

<委員>

それぞれの事柄については、問題点もよく整理されている。

各項目の記述の順序に、取組姿勢が反映される。最初に京都の芸術活動をやっていく上での環境の保全に関する事、次に市民の文化芸術活動に対する支援など、市民一般への語りかけをして全体像を示し、その後に専門的に芸術に関わる人に対してやっていきたいこと、産業との関わり、国際的なことという順に視野を広げていけばどうか。

京都市は大部分が市街地ではあるが、自然、田舎もある。都市生活、芸術都市としての発展については力点が置かれており、都市文化的な面に限られている感じがする。田舎の風物や自然など京都の歴史的基盤になっているものへの視点が見えにくい。

< 委員 >

当初、京都らしさとは何かという議論で始まったが、協議会が進むにつれ、多くの項目が入り、他の府県市の条例と大差がなくなり、京都らしさの表現が消えてしまう懸念があったが、中間報告案では京都らしさが十分記述され、安心した。京都らしさの強調をしてほしい。

「創生」という言葉に、将来に向かってという実感を持てる。

京都には多くの文化芸術の専門家がおり、本条例では、コーディネーターが不可欠であること、また、条例の施行状況の審議機関が条例を生きたものにするために重要だが、これらの機能が市に委ねられることを明確にされた点は評価できる。

青少年、高齢者等に関する条項は他の府県市の条例にも入っており、差別化のため京都らしく表現を考慮されたい。

市民の目に係る条項を、まず全面に出すという意味は理解できるが、項目順を変えると、全体の構成がおかしくなると思う。そこで、前文と目的の項に、「市民の目」の文言を入れ、京都の条例の特色とすることは賛成である。

< 委員 >

市の懸命な取組はありがたいが、市民が動かなかつたらどうなるのだろうと気になってきた。

市民がいかに文化芸術を創り、楽しむかということが一番大切である。京都市民は、文化芸術に恵まれ過ぎて身の周りであることが当たり前のように感じていると思われるが、「このような文化芸術を創り、このようにみんなで楽しみ、文化として育てていこう」ということが表れる「市民憲章」を創ることが、早急に必要ではないか。市民憲章ができ、条例に盛り込む事項として掲げられている施策を行ったら完璧だと思う。「市民、芸術家、企業、ボランティア団体、NPOその他の民間団体による文化芸術活動」がまず尊重されるべきである。

「市民の責務」も市民の楽しみに置き換えられる。「市の責務」も、市民の楽しみを充実させていく責務が存在すると思う。市民は、責めを感じていたら、文化芸術は楽しめない。

中間報告(案)6ページ(2)都市生活における文化芸術の尊重のところでは、からは、市民に視点をおいたものであり、以降は、市の問題である。

中間報告(案)8ページの(4)に京都の家元制度等に触れているが、家元制度は、自然発生的に生まれ、文化をここまで支えてきた。これをシステム化することが施策としてできるのか疑問である。新しい時代では、一種のファンクラブのような、自然発生的なものになっていく気がする。

全国で京都の文化について話し、観客の反応を見てきた中で、京都に来て、京都の文化を楽しみたい方が多いことに気づいた。今後も全国から京都の文化を楽しみに来る人が増えてくる。そのためにも、京都市民が京都の文化を楽しみ、京都市がいろいろ

るな施策を考えてくだされば、本当に素晴らしいと思う。

中間報告(案)5ページの具体的施策の,(1)の文化芸術の定義に,建築や庭園という文化の舞台となるものが入っていない。建築等も京都の文化を支えるものである。

上平会長

市民が生活を楽しみ,自発的なバイタリティを持たないといけないというお話であった。市民と市の責務のことについてもどのようなことを言いたいのかももう少し書いてもよい。この条例では,押し付けがましくするのではなく,自発的に文化芸術を楽しめるようにするためのものが根底にある。

建築は,美術の中に入っているという考え方もある。また,建築,庭園文化にも広げる方が,京都らしい展開かもしれない。京都らしいふくらませ方の検討を課題としたい。京都の文化を,市民だけでなくもっと京都以外の人にも楽しんでいただけるように,憧れの文化の都として,観光面への配慮が必要とも思われる。

<委員>

「責務」のところで,市の責務として考えられている部分にも市民ができることがあるかということを含められるような書き方ができればよい。

中間報告(案)(2)生活文化のところでは,私が思っていた生活文化は,日常生活で京都にある独自のもの,年中行事,京ことば,門掃き,ものの言い回しなどである。それらはとても貴重だと思っているので,外から来た人にも伝えていけるよう,市民が自覚し,次の世代に伝えることが必要ということ提言したい。生活に根ざすもの,京都に住まうもの,生きるものとして,大事にしないといけないことが,はつきりと浮かぶような,もっと端的な意味での生活文化を捉えていく必要がある。

(2)で,「青少年が優れた文化芸術に触れる機会を増やし」と,後に出てくる「芸術文化に触れる機会を増やすこと」が重複しているので,前半を変えた方がよい。

上平会長

生活文化も,国の基本法などと同じジャンルだけを挙げているので,もっと弾力的に捉えていく必要がある。

<委員>

中間報告(案)は,歴史的な背景を踏まえつつ,落ちこぼれるものがないように事細かに書かれている。

市民が京都の文化を楽しみ,意識を持つことは大切である。外から来た人が京都の美しさに感動し,そして人がまたやってくる。日本全国の人が文化芸術を学びたいと思うメッカが京都であり,京都以外の人たちのエネルギーも大切である。

芸術家を養成するとともに,市民の目利きを育て,京都市民に「日本に京都があっ

てよかった」ということを実感してほしい。

京料理，京漬物のような，「京もの」が全国に出回るように，京都の文化は「京都ブランド」として，全国に広がっている。京都市民が，誇りを持って京都ブランドを生活の中で子どもたちに伝えていくことが大切である。

上平会長

2ページの「外からの刺激」ということに触れている点は，誠に京都らしい斬新な視点である。それが創造の大きなエネルギーになっている。

<委員>

田舎への視点は私も思い至らなかった。「わしが在所は京の田舎のかたほとり八瀬や大原で牛ひいて」という舞の中の歌が思い浮かんだ。京都の地域性をどこかで盛り込んでいただきたい。それぞれの地域の人とのつながりが，我々の文化を支えている。お祭りや，年中行事が他のまちよりも狭い中でたくさん行われていることが京都の特色である。

文化交流という大きな言葉まで至らないとしても，日常生活の中で人と人が触れ合うことが少なくなっている現在，京都には地域の人とのつながりがあるということを見せたい。何か，地域性のようなものを盛り込んでいただきたい。

生活文化については「京都のまちの暮らし」という平たい言葉で説明しているが，もう少し，人々の暮らしが感じられる点を強調していただけないか。

産業との連携についても，京の衣食住がすぐに目に浮かび，自分の感覚に呼び覚まされるようなわかりやすい書き方ができると，人にも強く伝わるのではないか。

仕事をしていない主婦の方にも，具体的に共感していただける表現ができないかと思う。

「家元制度や師弟関係が担ってきたこの役割をシステム化する」という所については，人のぬくもりが欠ける。それらの役割には，良いもの，悪いものも含めて，システム化できないものがあるに違いない。

<委員>

文化芸術に携わっている人はもとより，そうでない人は，なかなか自分たちが作り手であり受け手であるという意識がもてない状況であるが，最初に「市民の責務」として「全ての市民は文化芸術の作り手であり，また受け手である。」と高らかに謳っている所に強い主張を感じた。

「文化芸術に関わる教育機関の整備」が盛り込まれていることも，大学のまち京都ならではと思う。文化芸術と産業，伝統産業との連携も，京都の状態をよく表し，京都ならではの感覚が表れている。

中間報告（案）8ページ（4）の「システム化」の部分であるが，家元制度は，人が関わることであり，良い面，悪い面もあるが，それらができた時に文化芸術を伝

えるために最も有効であると考えられたシステム，一つの制度だったように思う。次世代に文化芸術を伝えるシステムを作っていくのは大切であるが，この表現では，システム化という枠の中だけでいろんなことが済んでいるという誤解を受けるので，市で条文を作成される時には，表現に十分な配慮をいただきたい。

< 委員 >

2003年の京都市芸術文化振興計画推進プログラムの中には，「(1)新たな芸術文化の創造をめざす」とあるが，中間報告案の基本理念については4ページ(1)文化芸術創造活動の継続と発展と，5ページの「具体的な施策について」の(1)芸術創造の振興，6ページ 若手芸術家をはじめとする文化芸術の担い手の育成，文化芸術にかかる教育研究機関等の整備等にあたってくる。先のプログラムで，新たな創造を目指すとはっきり方向性が示され，より積極的にうたわれていることに比べ，条例に盛り込む事項では，「継承とそれからの発展」と書かれ，トーンが弱くなっている。はっきりと新たな芸術文化の創造という方向性を差し示す言葉が出てくる方がよい。時代ごとに芸術文化の形も変わっていく。以前からある建物，施設の改善，メンテナンスも芸術文化の活性化を図るためには必要である。

< 委員 >

中間報告(案)5，6ページにかけての7項目の中には，芸術家の創作活動の支援に関して焦点を当てた項目がないのではないかと。創作活動をやっていく際，情報，場所の提供を受けたいことがある。芸術家同士を結びつけるというコーディネーターの役割，表現の場，創作活動に焦点を当てた項目を付け加えていただければ，新たな芸術の創造を目指すことを強調できるのではないかと。

< 委員 >

基本理念，前文等に時間を割き，具体的施策は若干議論の不足があった。(4)については，家元制度，師弟制度が，最も必要だから，現在残っており，残っていくことに意味がある。人と人と直接触れ合えないと伝わらないということが伝統文化の基本である。それは師弟関係がないと伝わっていかない。先生方からの御指摘のとおり，ワーキングの一人として，見逃していた。

強調すべき問題として，市民が主役で，市はそのお手伝いをするという視点がもう少しどこかに出てきた方がよい。

市民のことを書いた部分を先に持ってきた方がよいという御意見は理解でき，創生条例そのものの思想を直接反映することになると思う。

基本理念のところで，「都市生活」という言葉を使うと，地域性の視点など，抜け落ちることがあるので，「都市生活」から「市民生活」に変えてもよいかと思う。「市民生活」では，地域性も包括でき，より条例の思想を反映できると思う。

具体的施策には重複するところもあり整理が必要である。たとえば，(1) 芸術

教育の充実 民間団体等に対する援助は(2) 学校教育における文化芸術活動の充実 文化ボランティア活動の支援とかなり重複しているので、もう少し整理ができる。

条例はどうしても堅いものになってしまいがちなので、文化芸術は決してシステムがつくるものではなく、「人がつくる」という観点をもう少し強調できる表現を盛り込めたら、一層ぬくもりのある条例になるのではないか。

<委員>

「田舎に対する視点が欠けている」との御指摘についてであるが、「京都の都市生活」は、田舎を排除した記述ではない。正に京都らしく、かつ他都市では見られないのが「都市生活」である。一般的には、その地域で何を生産し、どのような生業が成り立っているということで、「都市」と「田舎」の違いがでてくるのかもしれないが、京都においては、八瀬、大原も「都市」である。自然があって、その中で農業生産に携わっていても、「都市の文化」と切り離せない。そのような意味で、「都市生活」という言葉を使った。田舎を排除しているとは考えていない。

「自然」という言葉にしても、「自然」が、いわゆる大自然を意味するならば、京都にはそのような自然はない。京都には比叡山や賀茂川があるが、自然としてではなく、1200年の歴史の中でつくられてきた「景観」として受け止められている。「都市」の考え方について御理解いただきたい。

<委員>

京都の文化を楽しみたい人たちとの関係を考えると、観光という言葉が一箇所もでてこない。京都の文化は観光客に支えられて発展してきた部分もある。市でも文化観光局を設置していた時期もあるので、発信の項目で文化芸術と観光産業の連携について触れていったほうがよいのではないか。

京都らしさは、芸術系大学の集積などに代表されるのだが、京都らしさの大切な要素として、宗教都市、宗教文化がある。心の時代と言われている今日、宗教文化は重要である。施策で盛り込むことは難しいが、理念のあたりで、宗教文化について、触れる必要があるのではないか。

基本理念の部分で4ページに書かれた(1)「文化芸術創造活動の継続と発展」のタイトルから与える印象とその説明書きの内容は、少し齟齬がある。説明書きは、かなり伝統文化に絞られた表現になっている。しかし、基本理念として、現在のものをどのように発展させていくべきかということを用いるのなら、伝統文化に比重をおいた説明では齟齬があるのではないか。

名称について、「文化芸術創生条例」は新鮮な響きをもって良いと思うが、名称の説明文の中では、「創造」という言葉を使っており、「創生」と「創造」の使い分けを考える必要がある。また、「創生」という言葉を使うのであれば、「芸術文化創生」ではなく、「文化芸術都市」を「創生」という方がぴったりくる。市民意見を募集した際に、多様な意見もでてくるかと思うので、今後、検討していただきたい。

芸術文化と文化芸術の表記について、7ページでは、芸術文化と文化芸術が入り交じって用いられているが、概念整理が必要ではないか。

上平会長

ワーキング会議でも、観光、宗教の問題、創生の問題については、かなり議論は交わしていたが、検討の余地はある。文化芸術という表記の統一をしていく。

中西副会長

全体として、フォーカスに欠けるのではないか。今後第6回、第7回の策定協議会で、何にフォーカスを絞るのかを検討しなければならない。

中国に「法は三条のみ」ということわざがあるように、法は簡潔なほどインパクトがあり、実効性がある。もう少し、簡潔で、わかりやすく、読む人を打つようなものにこれから仕立てていくべきである。

責務というのは強い言葉で、文化を創るのは市だけでなく、市民が創るものだという、保護責任や貢献が必要と示している。そのように言うことで、この条例が他都市にないもので、世界的に認知されていくと思う。宗教文化や、ぬくもりのある文化という観点も欠けている。もっと、フォーカスを絞って、インパクトの強いものに決めていく必要がある。

京都は何をこれから主張していくのか、条例の前文の宣言的な部分の中で京都は文化都市としてこのような勇気を持っていくのだということを言っていかなければならない。

上平会長

多数の御意見をいただき、どのように条例に盛り込むべきこととして文章化し、インパクトのあるものにしていくかが課題である。

本日確認いただいたものに、再度事務局と調整のうえ修正を加えて内容を確定し、策定協議会からの中間報告として発表し、これを元に、条例に盛り込む内容に関する市民意見を募集して参りたい。

市民意見の募集期間中、策定協議会委員の先生方に御出演いただき、5月31日と6月18日の2回にわたり、フォーラムを開催する。多数お誘いあわせの上、御参加をお願いしたい。フォーラムの場で、市民との対話の場面もあるので、委員の先生方には御出席いただき、御協力願いたい。

今後、市民の皆様からの意見募集の結果を事務局でまとめ、次の策定協議会で最終の提言に向けて内容を検討していただく予定である。そして、秋頃には、提言をとりまとめ、市長に提出したいと考えている。

4 閉会